

富山県リカレント教育等産学官連携推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「人生100年時代」を見据え、本県においてリカレント教育等を推進するにあたり、産学官が連携して協議するため、富山県リカレント教育等産学官連携推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項について協議する。

- (1) 本県におけるリカレント教育等の普及啓発に関すること。
- (2) 本県において取り組むべきリカレント教育等の学習内容や実施方法に関すること。
- (3) その他、本県におけるリカレント教育等の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 会議には必要に応じてオブザーバーを参加させることができる。

(委員)

第4条 委員は、高等教育機関、関係団体及び関係機関（以下「機関等」という。）の代表者並びに学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(会長等)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、会議を進行する。

3 会長が出席できないときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、知事が招集する。

2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
- (2) 公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第7条 会議に、実務的な協議を行う小委員会を置くことができる。

2 小委員会には、会議の委員が所属する機関等の実務担当者が出席するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総合政策局企画調整室で処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。